逆差別と判例

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学大学院
	公開日: 2010-03-09
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 穐山, 守夫
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/7890

逆差別と判例

目次

序

アダランド判決前の諸判例

アダランド判決

四 結び

序

に、明らかに不合理な人種的・文化的偏見に基づく差別がなされてきた。 点に関するアメリカの歴史をひもとくと、昔は、アメリカインディアン に対する取り扱いおよび黒人の奴隷化、ないし、隷属化に示されるよう であるが、現在でも解決が求められている重要な社会問題である。この アメリカにおける差別問題特に人種差別問題は、 建国以来の古い問題

隷廃止論者たるリンカン大統領の北軍が勝利をしめ、その結果、平等理 てきたアメリカは、南北戦争(一八六一年~一八六五年)において、奴

「平等」を建国理念のひとつとしながら、深刻な人種差別問題を抱え

ことは、一定の平等化が達成された今日でも、重要な社会的課題である。 競争に負ける蓋然性が高いのである。したがって、かかる状況をなくす 同じスタートラインに立っておらず、そのため一斉にスタートすれば、 に基づく不利益の悪循環等のため、雇用等の競争において、白人男性と 表面上平等に取り扱われているが、実質的には、黒人等は、過去の差別 わけではない。黒人に代表されるマイノリティや女性は雇用等において な差別は影をひそめている。とはいえ、差別や差別の結果がなくなった の職業から排除されていた。しかし、今日においては、そのような露骨 奉仕する妻であり、子に対しては母であるとストレオタイプ化され、種々 が、女性の任務は、家庭において、男性たる夫に対しては保護されつつ これに対して、白人女性の場合、このような苛烈な差別を受けなかった

-1-

穐

Щ

守

夫

念と鋭く対立する奴隷制度は廃止され、黒人は解放された。第十三修正・念と鋭く対立する奴隷制度は廃止され、黒人は解放された。第十四修正・第十五修正は、その憲法的表現である。しかし、これによ第十四修正・第十五修正は、その憲法的表現である。しかし、これによ第十四修正・第十五修正は、その憲法的表現である。しかし、これによ第十四修正・第十五修正は、その憲法的表現である。しかし、これによれた黒人の児童等の教育条件等は、平等とは言えず白人の児童等と比べれた黒人の児童等の教育条件等は、平等とは言えず白人の児童等と比べれた黒人の児童等の教育条件等は、平等とは言えず白人の児童等と比べれた黒人の児童等の教育条件等の下におかれていた。

件におけるハーラン判事の反対意見と同様、色盲原理に基づく「体色意正面から全面的に否定した。この判決の基本的考え方は、プレッシー事等」の原則はそれ自体が平等保護条項に違反すると判断し、この原則をそのものの平等原則違反を争点としたブラウン事件で、「分離するが平ところが、権利意識に目覚めた黒人による公民権運動を背景にして、ところが、権利意識に目覚めた黒人による公民権運動を背景にして、

識」の否定である。

上の民間企業の雇用における差別を禁止するきわめて広範囲にわたる立教育機関、一切の公共施設等の公的性格の機関はもとより、一定規模以なり、その結果、一九六四年公民権法の制定を見るに至った。同法は、おける人種差別撤廃要求は急速に高まり、ついに政治上の最重要課題とた抵抗の前に遅々として進まなかったが、次第に社会のあらゆる領域にこの判決以後も、人種隔離による差別撤廃は、各地で頑強に続けられ

を、同じスタート・ラインに立たせるためには優先処遇は不可欠である 接的に、差別解消を積極的に推進しようとする規定が設けられた。一九 法である。 三年の厚生教育福祉省が大学の教授の採用における差別をなくすために における女性雇用の積極的プログラムを組み、規則により実行に移した。 出身国」しかあげておらず、不充分なので、一九六八年に、大統領命令 付けている。この命令がカバ-するのは全国労働力の四〇%だといわれて ファーマティブ・アクションのプログラムを開発し実施することを義務 または合衆国政府から財政援助を受けている会社ないし施設に対してア として優先処遇の初めての法的根拠である大統領命令一一二四六号を発 六五年には、ジョンソン大統領は、これまで桎梏を課さられてきた人々 ための連邦補助金の一〇%がマイノリティの企業に支出されなければな のである。 先処遇を強制するものではないが、事実上優先処遇を間接的に強いるも よび女性の代表を確保する目標を設定している。その目標は理論上は優 採用したガイド・ラインによると、それは差別をなくすために少数派お 同省は、それを強行するに際し、 法」が制定され、同法の下で厚生教育福祉省は、 は、対象を連邦政府の雇用にまでひろげた。一九七二年には、「高等教育 身国」となり、性が加わった。一九六九年には、大統領命令一一四七八 一一三七五号によって修正され「人種・皮膚の色・宗教・性もしくは出 いる。この命令では、差別的分類基準として、「人種・信条・皮膚の色 した。この行政命令 (Excutive Order) は、 しかもその中には、 九七七年の「公共事業雇用法」は、 合衆国政府の財政的援助措置を通じ、 割当制を用いた、といわれる。 合衆国政府と契約を締結し、 教育機関(とくに大学) 州 地方の公共事業の 一九七 間

るように、次第に彼らの社会的地位を向上させていることは否定できな進等の機会を拡大し黒人の中産層化等や女性の社会進出の増加に見られて、大統領の拒否権の行使を受けながら出現するに至った。これらのアファーマティブ・アクションは、過去の差別の結果として社会的に不利益でルマティブ・アクションは、過去の差別の結果として社会的に不利益の当期を強制するものと見られる一九九〇年度公民権法案が、ブッシの団体・組織も自主的に黒人等の優先処遇を図るアファーマティブ・ア的団体・組織も自主的に黒人等の優先処遇を図るアファーマティブ・アらないと定めている。これに呼応するかのように企業や学校のような私らないと定めている。これに呼応するかのように企業や学校のような私の場合に、次第に彼らの社会的地位を向上させていることは否定できなが、対象にはいる。

代順に正義論ないし違憲審査基準論特に違憲審査基準論の観点からそれとは、その反面において、相対的に、白人男性の競争の機会を減少させとは、その反面において、相対的に、白人男性の競争の機会を減少させとは、その反面において、相対的に、白人男性の競争の機会を減少させとは、その反面において、相対的に、白人男性の競争の機会を減少させとは、このアファーマティブ・アクションにより彼らを優遇するこしかし、このアファーマティブ・アクションにより彼らを優遇するこ

二 アダランド判決前の逆差別に関する諸判例(4)

ぞれ分析・評価するものである。

共団体)を通じた一貫した違憲審査基準は形成されなかった。また諸判アダランド判決前に展開された諸判例においては、連邦・州(地方公

過去の差別に対する補償とみる補償的正義論に立脚している。例はメトロ放送判決以外は基本的にはアファーマティブ・アクションを

1 デフニス・ケース

題とならなかった。そこで、そう処理されない場合、私の支持する中間 目的といえる。では、その目的達成手段は割当制ではないが「実質的」 本件の場合、ロー・スクールの目的は、過去の差別に基づくロー・スク する。この基準の下で、当該選抜方式が合憲となるためには、政府目的 トン大学ロー・スクールの選抜方式の違憲性が問題とされた。この事件 がって、その選抜方式は合憲と解すべきである。 その目的と整合性を有するから実質的関連性を有するといえよう。した であるなら当該過小代表の是正に貢献する手段は、不相応な手段でなく において人種的に比例代表的構成が実現されている可能性が高い。そう アメリカ社会が現実に色盲社会であるなら、ロー・スクールの学生構成 を有するであろうか。人種間の能力に本来差異がない考えられる以上、 には比例代表的割当制ともいえるものなので、当該目的と実質的関連性 ールないし法曹における過小代表の是正ということであり、重要な政府 が重要で、その達成手段がその目的と実質的に関連している必要がある。 審査基準―後にその正当化を論証する―を適用した場合どうなるか検討 はムートとして処理されたため、どのような審査基準が適用されるか問 一九七四年のデフニス・ケースでは、少数民族を優遇する州立ワシン

2 バッキー・ケース(6)

少数民族を優遇する特別入学割当制の合憲性が問題となった。最高裁は、一九七八年のバッキー・ケースではカルフォルニア大学医学部の特定

するために、機械的に一定の数の枠をとっておく割当制を許容せず違窓 多くのアメリカの大学が採用している人種を一要因として考慮した優先 とし、原告を救済した。 入学施策を許容したが、 被告医学部の採用している特定少数民族を優遇 しかし、そのような優先入学施策を審査する基

準に関しては、多数意見が形成されなかった。

害を救済するため負担を負わせるのは不公平であるとした。 題となる場合、厳格審査が要求されるとし、人種優遇区別を憲法上正当 点から無罪 (広義) の白人多数派のメンバ-に彼らが直接責任を負わない 定された必要最小限の手段でないとした。更に彼は、補償的正義論の観 を見いだすことができなかったので、その優遇計画は厳格審査に耐える 済することであるとする。 化するやむにやまれざる目的は、過去の人種的・エスニック的害悪を救 くすべての者に及ぶからである。 考えを排斥した。なぜなら、修正一四条の平等保護保障は人種に関係な 与える人種区別とそれに負担を課す人種区別との間に差異があるという 入学過程における割当制は、 ことができなかった。また、その目的を達成する手段を検討し、 パウエル判事は、最高裁の判断を宣言する際にマイノリティに利益を バッキー・ケースにおいてはそのような害悪 厳格審査において受け入れられるように策 彼は、人種的・エスニック的差別が問 本件の

し た。 8 であり又は色盲であるべきであるという考え(色盲原理)を排斥して 適当とした中間審査基準の適用を主張した。この反対意見は憲法は色盲 人種を意識した集団的救済は修正一四条の平等保護条項と調和し得ると これに対して、プレナン判事は反対意見を書いて、パウエル判事が不

3

果、 というべきである。なお、 準を用い、他方女性の場合厳格なテスト寄りの中間審査基準が妥当する 者の差異に注目するならば、黒人の場合はより保護の必要性があるとい その意志を反映しうるし、 温情に甘えていた面もあり、更に、 業への機会等を大きく制限されていたにすぎず、他方において、 う。 せてもそれが不相応のものでないかぎり不公平とはいえないであろう。 えるから、黒人の優先処遇に対しては、合理性テスト寄りの中間審査基 に意志を反映しているとはいえないが、少なくともマイノリティよりは 長い悲惨な歴史に服せず、単に劣等等の烙印を押され、教育や一定の職 全く同じ基準を適用するのは妥当ではない。女性の場合黒人と異なり、 女性とが同じ状況にいないにもかかわらず、それらの優先処遇に対して が中間審査基準を適用してその割当制を許容するの問題がないといえよ 例代表的割当制ではなく単なる割当制であるから、ブレナン・グループ それは入学定員がマイノリティの人口構成比より低い一六%であり、 この場合デフニス・ケースとは異なり、明らかに「割当制」であるが、 現在でも一定の社会的利益を享受しているから、彼らに負担を負わ ウェーバー事件(タ) しかし彼等が中間審査基準を性差別等の審査基準と同視し、黒人と 白人多数派のメンバーは過去の黒人差別の結 現にしているといえる。したがって、この両 女性は、現実には、政治過程に十分 男性の 比

の技術訓練プログラムに採用されなかった。そこでウェーバーは、 人工員が五〇%の暫定的人種割当制のため工場内における熟練工のため 人種割当制の合法性が問題となった。 一九七九年のウェーバー事件では、 本件においてウェーバーという白 労働協定に基づく五〇%の暫定的 人種

積極的救済策の採用を禁止するものではないと判示して、下級審の判決当前により自分より経験年数(seniority)の低い黒人工員がそのプロクラムに採用されたのは、一九六四年公民権法第七編に違反するとして、下級部当制により自分より経験年数(seniority)の低い黒人工員がそのプロ割当制により自分より経験年数(seniority)の低い黒人工員がそのプロ

を覆した。

黒人の出発点の平等を確保する必要性を重視し、 要がない。それよりも、 熟練・ 的に訓練参加の点で黒人を優遇するにすぎないのである。したがって、 映しているし、 きた職域において黒人に雇用の機会を与えるという公民権法の目的を反 い。これに対して本件の場合、当該割当制は伝統的に黒人を締めだして 近の平等を大いに妨げる過大代表的割当制による優先処遇を肯定しえな る自己実現を認める必要が高いといえるので、能力の平等したがって接 問題となる場合には、本件より能力の社会的効用および能力の発揮によ れがあるから、それを肯定すべきかは問題となる。確かにデフニス・ケ 定したが、過大代表的割当制は不相応に白人工員を不平等に取り扱う恐 スやバッキー・ケースのようにロー・スクールや医学部の優先入学が この場合、最高裁は、 不熟練という能力問題があるにしても、能力の平等を重視する必 また黒人の熟練工が地域の労働力人口に達するまで一時 過去の差別により不利益な立場におかれている 暫定的な過大代表的割当制による優先処遇を肯 過去の差別に対する補

たがって、これを肯定した最高裁の立場は支持し得る。(僕を図る補償的正義論の見地から当該優先処遇を肯定すべきである。)

4 フリラブ事件(9)

基準に関して多数意見は形成されなかった。 本件においても、アファーマティブ・アクションに適用されるべき審査 たとする白人業者が提起した本件訴訟において、最高裁は政府使用調達 たとする白人業者が提起した本件訴訟において、最高裁は政府使用調達 たとする白人業者が提起した本件訴訟において、最高裁は政府使用調達 たとする白人業者が提起した本件訴訟において、最高裁は政府使用調達 において少数民族に対し特別枠を設けた制度の合憲性を支持している。 本件においても、アファーマティブ・アクションに適用されるべき審査 本件においても、アファーマティブ・アクションに適用されるべき審査 において少数民族に対し特別枠を設けた制度の合憲性を支持している。

ス条項の構成要素である平等保護保障に違反しないかどうか決定しなけれる、連邦議会の判断には敬意を要するとする。なぜなら連邦議会的・エスニック的基準の限定された使用が一定の文脈において連邦議会的・エスニック的基準の限定された使用が一定の文脈において連邦議会的・エスニック的基準の限定された使用が一定の文脈において連邦議会的・エスニック的基準の限定された使用が一定の文脈において連邦議会的・エスニック的基準の限定された使用が一定の文脈において連邦議会的・エスニック的基準の限定された使用が一定の文脈において連邦議会的・エスニック的基準の限定された使用が一定の文脈において連邦議会の目的を達成する憲法上許容される手段であり、修正五条のデュープロセの目的を達成する憲法上許容される手段であり、修正五条のデュープロセの目的を達成する憲法上許容される手段であり、修正五条のデュープロセの目的を達成する憲法上許容される手段であり、修正五条のデュープロセの目的を達成する憲法上許容される手段であり、修正五条のデュープロセの目的を達成する憲法上許容される手段であり、修正五条のデュープロセの目的を達成する憲法上許容される手段であり、修正五条のデュープロセの目的を達成する憲法上許容される手段であり、修正五条のデュープロセル・バーガーは建設企業における人種により、表面によ

定された行使であるからである。マイノリティ企業優遇立法は連邦議会の財政・通商権限の十分に狭く限本件の優遇計画はこのテストの下では許容されるとした。なぜならば、ればならない。バーガー最高裁長官・ホワイト判事・パウエル判事は、ればな

めないが、 を適用しながら合憲としたパウエル判事も含まれていた。パウエル判事 件のいずれの基準でも支持されうるとしており、この中には、厳格審査 点から立法裁量を尊重し、また少数民族の生存に対する利益を配慮して、 されたときには、 基づく雇用に関する優先処遇の場合には、建設産業における差別が確認 ざる利益に貢献するからである。この点からすると、連邦議会の権限に は建設産業における「確認された差別」を清算するというやむにやまれ る特別枠も「必要最小限」なものと見ざるをえないのであろう。 その優遇の目的は「やむをえざる」ものであり、その目的達成の手段た この事件における三人の相対的多数意見は、 厳格審査を適用しながら、バッキー事件においては人種割当制を認 本件では少数民族に対し特別枠を認める。なぜならば、それ パウエル判事といえども、 民主主義及び権力分立の観 本件の制度はバッキー事

準は、中間審査であるとした。 本件計画を合憲とすることに同意したが、良性の人種分類を審査する基本件計画を合憲とすることに同意したが、良性の人種分類を審査する基これに対して、ブレナン判事・マーシャル判事・ブラックマン判事は

5

ストット事件(8)

差別であるとする。この意見によると、連邦議会は修正一四条第五節に障は絶対的に政府による不快な差別を禁止し、人種差別は明白に不快なアファーマティブ・アクションは違憲であると述べ、憲法の平等保護保スチュアート判事とレーンクィスト判事は反対意見において、一切の

ブ・アクションと人種的偏見に基づく不快な差別の差異を無視するものに拘束されるとされる。この立場は、人種の平等図るアファーマティより最高裁の敬意を受けるに値するが、連邦議会も州議会と同様に憲法

であり妥当でない。

いので平等保護保障に反するとした点は問題である。かし、彼が厳格審査基準を適用し、本件の連邦法が狭く策定されていな類が合憲でありえないという主張を排斥した。この点は妥当である。し気に対してスティブンスンス判事は、反対意見に組したが、人種分これに対してスティブンスンス判事は、反対意見に組したが、人種分

去の差別の救済を負担を負わせ得るとした。第二に、 かったが、いくつかの一般原理が表明された。まず、 連邦レベルにおいては緩やかな補償的正義論に立脚し、 類の場合には要件とされないとした。以上からして、フリラブケースは に のアファーマティブ・アクションは許容されたのであろう。 分立制の観点から厳格な審査基準を適用しなかった。 ルで作られた救済行為により敬意を払うことが要請されるとした。 フリラブケースにおいて、審査基準に関するコンセンサスは得られな 特定の過去の差別の認定は、連邦レベルにおいては、 最高裁は連邦レベ 無罪の多数派に過 かかる点から連邦 また並立的権 良性の人種分 最後

差別行為をしていない以上、補償的正義論の立場から違法な差別の現実解雇を禁ずる裁判所の権限を否定した。かかる変更命令は、市が現実にの是正を図るという同意判決の内容を変更して先任権に基づく市の職員ションで増えたマイノリティの割合を減らさないために、一定の逆差別一九八四年のストット事件では、最高裁は、アファーマティヴ・アク

者は形式的はは各マイノリィティであるが、実質的にはマイノリィティものである。またアファーマティヴ・アクションによって利益を受けるり、その適用が過去の差別の結果を温存することになることを看過するとした。このような並害者の救済を図る公民権法第七篇の趣旨を無視しているの被害者のみを救済する場合にのみ裁判所の権限を肯定するという先例の被害者のみを救済する場合にのみ裁判所の権限を肯定するという先例

。 ワイガント事件 (g)

全体であることを理解しないものである

の合憲性が問われたのである。
こュアをもっていてもレイオフされることになった。そこで、その規定に対し、仮採用労働者でもレイオフされないが、多数派労働者はテい労働者は、仮採用労働者でもレイオフされないが、多数派労働者はテい労働協約の中にある、一定のマイノリティ教師をレイオフ(一十九八六年のワイガント事件では、郡教育委員会と労働組合との間で

いからである。このように、相対的多数意見は、当該レイオフ計画に厳を得たパウエル判事の相対的多数意見は、このような人種による優遇措を得たパウエル判事の相対的多数意見は、このような人種による優遇措を得たパウエル判事の相対的多数意見は、このような人種による優遇措を得たパウエル判事の相対的多数意見は、このような人種による優遇措を得たパウエル判事の相対的多数意見は、このような人種による優遇措を得たパウエル判事の相対的多数意見は、このような人種による優遇措を得たパウエル判事の相対的多数意見は、当該レイオフ計画に厳

義論の観点から策定でできることを肯定した。 認定し得る強固な証拠があれば、人種を考慮した計画を厳格な補償的正認定し得る強固な証拠があれば、人種を考慮した計画を厳格な補償的正格審査を適用して、その計画を違憲としたが、政府機関の過去の差別を

本コーナー判事は、同意意見において、相対的多数意見の採用した厳格審査基準に同意したが、パウエル判事より当該利益がやむにやまれざる目的であるかどうかにつき少しばかり寛大な見解を表明した。彼女によると、州の機関が過去・現在の人種差別を救済することは、慎重に構築されたアファーマティブ・アクションを救済のために使用することを関が救済行為が要請されると信じる堅固な基礎を有する限り、実際に差別がなされたことを認定する必要がない。また、人種的多様性を促進することは、高等教育の文脈においてやむにやまれざる利益であるであるが、一般的な社会的差別は十分にやむにやまれざるものではありえないん。

画はどの審査基準の下でも合憲であるとした。
(2)
ではなく、中間審査基準が妥当するとした。もっとも本件のレイオフ計ではなく、中間審査基準が妥当するとした。もっとも本件のレイオフ計シャル判事は、本件においては相対的多数意見の採用した厳格審査基準ブレナン判事とブラックマン判事の同調を得て反対意見を書いたマーブレナン判事とブラックマン判事の同調を得て反対意見を書いたマー

ることを要求する。次に、その公共の利益とそれを追求する方法が恵まが将来にわたって子供を教育する公共の利益を増進するかどうか探求す厳格でないテストを提案した。そのテストは、まず郡教育委員会の行為厳格でない かった。しかし、厳格審査ほどステーブンス判事は反対意見を述べたが、ホワイト判事と同様にどう

とした。 (3)とした。 (3)とした。また、人種は必ずしも政府の政策決定に無関係であるわけではないた。また、人種は必ずしも政府の政策決定に無関係であるわけではないとを要する。そして、そのテストによれば、当該計画は合憲であるとしとを要する。そして、そのテストによれば、当該計画は合憲であるとしれない集団が受ける利益(逆の効果)を正当化するかどうか検討するこれない集団が受ける利益(逆の効果)を正当化するかどうか検討するこ

シニオリティに基づく解雇を認めると仮採用の少数派労働者は、 しかも、失業保険等の受給は可能である。そうだとすれば、人種統合社 差別の悪循環を永続する機能を営み当該優先処遇は形骸化される恐れが 社会的差別の結果によりレイオフされることになる。これでは先任権が 労働者のシニオリティが高いのは、過去の社会的差別の結果であるから、 者を仮採用労働者より保護すべきであろう。しかし本件において多数派 しかも将来再雇用することを条件に「一時的」 に行なわれるにすぎない。 く、不況などによる教育事業の一時的縮小の場合に行なわれずにすぎず、 またそのレイオフは、 ある。他方多数派労働者のレイオフは任意の協定に基づくものであるし、 ろう。確かに抽象的な一般論によれは、シニオリティの高い本採用労働 効果が少数派に有利な場合には「違憲の疑いのある」差別に当たらず、 用して当該規定を違態とすることもあながち非難はできまい。しかし、 であるから、その不利益は不相応に大きいとして、厳格な審査基準を適 されるべき法的地位は脆弱なものであり、他方、多数派労働者にとって マーシャル判事の主張する中間審査を適用して合憲とするのが妥当であ 人種による優遇措置がどのような効果をもたらすかをも考慮して、その は、賃金を支給されない点では普通の解雇と同様な地位におかれるもの 本件において、少数派労働者は仮採用されているにすぎず、その保護 直ちに多数派労働者に不利益を及ぶもののではな 過去の

られる。したがって、本件の規定は中間審査基準の適用により合憲にな段との実質的関連性を認めるうえで障害となるものとはいえないと考え会の実現の重要性に鑑み多数派労働者の不利益は、重要な政府目的と手

7 板金工事件(3)

ると解すべきである。

一九八六年の板金工事件では、労働組合による人種差別を裁判所が認った。この命令について、ブレナン裁判官による相対多数意見は審査基準について明確な態度を採ることなく、厳格審査の下でも支持されると判について明確な態度を採ることなく、厳格審査の下でも支持されると判にした。パウエル裁判官は、厳格審査を適用してこの結論に同意した。断した。パウエル裁判官は、厳格審査を適用してこの結論に同意した。断した。パウエル裁判官は、厳格審査を適用してこの結論に同意した。断した。パウエル裁判官は、厳格審査を適用してこの結論に同意した。断した。パウエル裁判官は、厳格審査を適用してこの結論に同意した。断した。パウエル裁判官は、厳格審査を適用してこの結論に同意した。断した。パウエル裁判官は、厳格審査を適用してこの結論に同意した。本査の場合でも、救済命令は「必要性」の要件を満たすであろう。

8 消防夫事件(36)

るものでも、ウェーバ判決で認められたような自発的割当制は、第七編判決に基づく昇進割当制が公民権法七○六条(g)は適用されず、この点は問題がないとした。そして反対の定めが(g)は適用されず、この点は問題がないとした。そして反対の定めがない以上、純然たる自発的行動と同意判決に基づくをれとを区別する合ない以上、純然たる自発的行動と同意判決に基づくをれとを区別する合い以上、純然たる自発的行動と同意判決に基づく表流には七○六条(g)との関係で問題となった。ブレナン判事の法廷意見は、同意判決に基づく昇進割当制は、第七編判決に基づく昇進割当制は、第七編判決に基づく昇進割当制は、第七編判決に基づく昇進割当制は、第七編判決に基づく昇進割当前は、第七編判決に基づく対象に基づく対象に基づく対象に基づく対象に基づく対象に基づく対象に基づく対象に基づく対象に基づく対象に基づく対象に基づく対象に基づく対象に表

質的機会の平等を担保するものであり、その点からも認められるべきで褻論の立場からすると正当化される。また昇進割当制は昇進における実別を受けた集団に補償を与えることになるから、緩和化された補償的正独象的には差別の犠牲者の一員であり、その者に利益を与えことは、差別の下で許容されるとした。厳格な補償的正褻論の立場からすると、差別の下で許容されるとした。厳格な補償的正褻論の立場からすると、差別

9 パラダイス事件(37)

ある。

10 たがって、 等による代替的救済手段は、救済目的達成にとってふさわしくなかった。 密に工夫されている。その理由は次の通りである。第一に、本件の場合 政府利益に支えられている。そして本件の人種を意識した救済手段は厳 られるので、本件命令は当局の差別慣行の廃止という、止むに止まれぬ した。本件の場合公共安全局による広範かつ常習的な執拗な差別が認め 成比(25%)を昇進に反映させるのを促す手段にすぎないのである。 必要がないし、また適切な手続きが定立されるまでの一時的なものであ 第三に、その50%の割当は、 当局の頑強な抵抗があったので救済の必要性が高かった。第二に、 が、ブレナン判事の判決意見は厳格審査基準を適用しても合憲であると の割当を命ずる裁判所の命令による優先処遇の合憲性が問題となった 第四にその50%の数字は目標ではなく、労働市場における黒人の構 九八七年パラダイス事件では州兵組織内の昇進において黒人に5% ジョンソン事件 かかる優先処遇は憲法上許容されるとされるべきである。 資格ある黒人が存在しない場合割り当てる 当局

この判決の結論は妥当といえよう。
この判決の結論は妥当といえよう。
この判決の結論は妥当といえよう。
この判決の結論は妥当といえよう。
この判決の結論は妥当といえよう。
この判決の結論は妥当といえよう。
この判決の結論は妥当といえよう。

11 クロソン事件(39)

ブ・アクションを違憲とした。 (g) き、初めて多数意見を形成し、その基準を適用して当該アファーマティキ、初めて多数意見を形成し、その基準を適用して当該アファーマティブ・アクションに厳格審査基準を用いる点につクションが平等保護条項に違反するかが争われた。最高裁は州と地方公クションが平等保護条項に違反するかが争われた。最高裁は州と地方公方ションが平等保護条項に違反するかが争われた。最高裁は州と地方公グションを違憲とした。

会が修正一四条の平等保護を具体化する憲法上の特別の権限を有する点例として妥当し、それにより本件のアファーマティブ・アクションを扱う本件には先例として妥当性を体のアファーマティブ・アクションを扱う本件には先例として妥当性を体のアファーマティブ・アクションを扱う本件には先例として妥当性をあるという主張を排斥した。なぜならフリラブケースは持されるべきであるという主張を排斥した。なぜならフリラブケースは支援をが修正一四条の平等保護を具体化する憲法上の特別の権限を有する点例として妥当し、それにより本件のアファーマティブ・アクションが支援を対象が表現している。

られるとする。 (^(g) 別の効果」を取り除くために政策を策定・実施しうる。それは、重大な う一般化された主張は議会が救済しようとする損害の正確な領域を決定 うしていない。それから全産業において過去において差別があったとい の人種差別の弊害を救済するほど十分に狭く策定する必要があるが、そ にやむにやまれざる利益を示し、またその手段を確認された過去の特定 下では、リッチモンド市は人種を意識した救済手段を用いる場合、十分 の基準が妥当するから、 のものかマイノリティに負担を伴わせるものどうかにかかわらず、同一 を無視するものであるとする。また、区別がマイノリティにとって良性 約を締結し得る可能性を高める人種中立的な手段を用いる場合にも認め の事例がみられる場合にも認められるし、それから全人種が市と請負契 ィの請負人を用いることを人種的動機に基づいて拒絶した具体的な個々 統計上の不均衡が産業にみられる場合に、その不均衡をもたらしたと考 トケースの要件を主張した。しかし州・地方公共団体は「確認された差 する際の指針とならないとするやむにやまれざる利益に関するワイガン えられる差別的排除を終わらせる場合に認められるし、またマイノリテ 本件には厳格審査基準が妥当する。この基準の

た権限を授権されたという見解を排斥した。スカリア判事は、厳格審査により連邦政府がアファーマティブ・アクションを制度化する強化され的正義論的見解に同意しなかった。ケネディ判事は、修正一四条第五節違法な差別行為に対する救済として以外決して認められないという補償意見より寛大な立場をとり、人種区別に依拠する政府の決定は、過去のスティーブンス判事は、多数意見に部分的に同意したにすぎず、多数スティーブンス判事は、多数意見に部分的に同意したにすぎず、多数

種差別が確認された場合でさえ、政府は人種中立的な手段をとり得るにみ人種に基づいて行為しうるとした。したがって、建築産業において人な人種差別制度を維持した場合に、それを排除する必要がある場合にのに同意したが、それをより厳格に理解した。彼によると、州が自ら違法

すぎないのである。

判した。 神した。 神の子の計画は反対意見が人種差別を大いに過去の現象とみ、明白 が、その基準を充足するほど十分に狭く策定されてい あるとする。また、多数意見が人種差別を大いに過去の引画は合窓で あるとする。また、多数意見が人種差別を大いに過去の引きとする点を批 に政府はもはや人種的不正を除去しようとする必要がないとする点を批 に政府はもはや人種的不正を除去しようとする必要がないとする点を批 に政府はもはや人種的不正を除去しようとする必要がないとする点を批 に政府はもはや人種的不正を除去しようとする必要がないとする点を批

本事件がフリラブ事件と結論を異にしたのは、裁判官の交替による最高裁の保守化と市の計画に対しては連邦議会の権限(修正第一四条第五条論に立って過去における「特定」の差別の存在の認定を当該計画の要義論に立って過去における「特定」の差別の存在の認定を当該計画の要義論に立って過去における「特定」の差別の存在の認定を当該計画の要差別やその結果をなくそうとする政府の努力を大いに妨げるものであり、世題である。

12 メトロ放送事件(5)

た被免許者が、FCCが承認したマイノリティ企業に限って市場価格以下でを発成しなければならない点である。もう一つの争点は資格要件に疑義を考慮しなければならない点である。もう一つの争点は資格要件に疑義を考慮しなければならない点である。もう一つの争点は資格要件に疑義を考慮しなければならない点である。もう一つの争点は資格要件に疑義を考慮しなければならない点である。もう一つの争点は資格要件に疑義を考慮しなければならない点である。もう一つの争点は資格要件に疑義を考慮しなければならない点である。もう一つの争点は資格要件に疑義を考慮しなければならないが多われている。

る。 (ミミ) 最高裁の多数意見はクロソン判決と異なり中間審査基準を適用してそる。 最高裁の多数意見はクロソン判決と異なり中間審査基準を適用してそ

でそれを譲渡をできる点である。(5)

の目的に実質的に関連していなければならない。電波を通じて多様な情® する救済を目的とするものではないが、 本件措置の目的である放送の多様性を確保するという目的は、 報を提供することにより国民の知る権利 (修正一条) が充足されるから、 であるとした。したがって、 意を払い、その措置に対しては、 政機関の人種的優遇措置の場合には、 多数意見を書いたブレナン判事は、 さらに、 優遇措置をマイノリティに負担を課すものから区別し、 当該優遇措置は重要な政府目的を有し、 審査基準としては中間審査基準が適切 連邦議会が承認ないし授権した行 連邦議会の判断に対して適切な敬 重要な政府の目的であるとし 差別に対 そ 中

フリラブケースの先例に依拠して中間審査基準を適用して当該優遇措置間審査の合窓の要件を充足する良性の措置は合窓であるとした。結局、(@)

を合憲としたのである。

れるし、実質的危険をもたらすとする。(8) た、良性の人種区別は稀に許容されるが、 法が連邦政府により緩やかな義務を課すとは考えられないとする。 (B) 邦議会に州議会より多くの権限を授権したという多数意見を排斥し、 なされるべきであるとする。 障は、すべての市民に及ぶので、 リア判事・ケネデイ判事が加わった。(3) オコーナー判事は反対意見であり、 オコーナー判事は、修正一四条第五節が 本件の優遇措置の場合にも厳格審査が その反対意見は憲法の平等保護保 それにレーンクィスト長官・スカ その場合でもコストを強い ま 憲 連

行させることになるとする。 を最高裁の立場を「分離するが平等」から「不平等だが良性」の立場に移 とを許容し、その区別を望ましとして合憲とすることは、危険であり、 とを許容し、その区別を望ましとして合憲とすることは、危険であり、 の立場に移 でかり、一人でその合態性を審査することは、 の立場に移

以上の最高裁の判例を審査基準の観点からみると、審査基準に関しててその措置に中間審査基準を適用し、その合憲化を試みたと思われる。と見ず、社会的効用論の観点からその目的を修正一条の保障する重要なと見ず、社会的効用論の観点からその目的を修正一条の保障する重要なと見ず、社会的効用論の観点からその目的を修正一条の保障する重要なるから放送業界における過去の差別の被害者であるマイノリティの救済点から放送業界における過去の差別の被害者であるマイノリティの救済点から放送業界における過去の差別の被害者であると、審査基準に関して

の人種区別と州と対比される連邦の区別につき同意が形成されなかっ放送判決は審査基準につき一定の指針を与えたが、意見が分かれ、良性それぞれの判決において異なる基準が示された。クロソン判決とメトロント判決において、審査基準に関して多数意見が形成されなかったし、合意が形成されたとはいえない。バッキー判決・フリラブ判決・ワイガ

三 アダランド事件(8)

た。

ることは大いに制限される。

おことは大いに制限される。

を与えることを求める連邦法を審査した。本法はマイノリティはその生に関しては判断を下さず、その判断を下級裁判所にさせるため下級裁性に関しては判断を下さず、その判断を下級裁判所にさせるため下級裁性に関しては判断を下さず、その判断を下級裁判所にさせるため下級裁性・のでは連邦政府が人種的平等を達成するためにアファーマティブ・アクションの合意とは大いに制限される。

1 事実の概要

ったが、マウンティン・グラベルはその契約を、所有者がマイノリテイールの請負契約の締結を申し込んだ。その入札価格は最も低いものであティン・グラベル・アンド・コンストラクションカンパニーにガードレロラドのハイウェイ建設計画の主契約を締結した元請負人であるマウンハイウェイの下請負人であるアダランド建設会社は、一九八九年にコ

等保護保障に違反して人種差別をするものであると主張した。負人を優遇する条項を有する契約を連邦機関に要求する法律が憲法の平この場合、マウンティン・グラベルは連邦政府から奨励金を受けられるであるため、恵まれない企業とされるゴンザレス建設会社と締結した。

2 下級審の判断

した。これに対する上訴に対して合衆国最高裁はサーシオレイライを与定を肯定し、クロソンケースではなく、フリラブケースが妥当すると判示第十控訴裁判所は、中間審査の下でその法律を審査する地方裁判所は問題となっているとし、クロソン事アクションではなく、連邦のそれが問題となっているとし、クロソン事コロラド地区の合衆国地方裁判所は、州・地方のアファーマティブ・コロラド地区の合衆国地方裁判所は、州・地方のアファーマティブ・

3 合衆国最高裁の多数意見(®)

えた。

合衆国最高裁の多数意見は、オコーナーが書いた。オコーナーは次の

ように述べる。

必要な要件を充足した。必要な要件を充足した。が傾向があることを証明することによって、その主張を維持するに政上の奨励金を与える政府の請負契約の下請負に入札する極めて高政上の奨励金を与える政府の請負契約の下請負に入札する極めて高政上の奨励金を与える政府の請負契約の下請負に入札する極めて高い傾向があることを証明することによって、その主張を維持するに以下がある。必要な要件を充足した。

(2) 連邦、州、地方政府を問わず、その機関によって強いられるすべ

ての人種区別は、

厳格審査に服する

①クロソンケースにおいて、 る 方公共団体によるすべての人種に基づく行為に厳格審査を要求し 審査の下で正当化することを当該政府機関に要求する権利を有す 扱いに服させる人種分類をした場合、その分類を最も厳格な司法 人種はどうであれ、 これらを総合的に考慮すると、 における平等保護分析は、修正一四条の下でのものと同じである。 けない(クロソンケース)。第三は一致性である。修正五条の領域 区別によって負担を受けるか、利益を受けるかによって影響を受 性である。平等保護条項の下における審査基準は、 な検討を受けなければならない(ワイガントケース)。第二は一貫 的・エスニック的基準に基づく区別は、すべて、必ず最も探索的 て、三つの一般的命題を打ちたてた。第一は懐疑論である。 ンケースを通じて、最高裁の諸ケースは、政府の人種分類に関し してどのような審査基準を要求するか検討しなかったが、クロソ た。クロソンケースは修正五条が連邦政府のそのような行為に対 憲法に従う政府機関がその者を不平等な取り 最高裁の多数派は修正一四条が州 次のことが帰結される。何人も 人種が特定の 人種 · 地

その政策を支持した。最高裁は、この場合、憲法の平等保護保障違反すると主張されたにもかかわらず、中間審査基準を適用してースにおいて、二つの連邦の人種に基づく優遇政策が修正五条に②しかしながら、クロソンケースの一年後、最高裁はメトロ放送ケ

ないものにした。 邦と州の人種に基づく行為に適用し得る基準は同じであるという が州よりも連邦政府により緩和した義務を課さないという長く維 命題を排斥した。そうすることによって、他の二つ命題を意味の によって樹立された三つの命題の一つを排斥した。すなわち、 を排斥した。第二にメトロ放送ケースは、最高裁の初期のケース は、厳格審査が不可欠であるというクロソンケースにおける見解 性であるか必ずしも明らかでないから、 た。第一に、メトロ放送ケースは、政府の人種優遇が、実際、 ケースは、二つの重要な点で先例を覆して中間審査基準を採用 分類は中間審査の下で正当化されれば足りるとした。メトロ放送 持された考えを排斥し、 連邦議会によって要請された良性の人種 政府の人種分類に対して 良 連

③メトロ放送ケースはかかる諸命題を価値のないものとしたが、こ 示と矛盾する限りにおいて破棄される。 性審査のための適切な基準である。メトロ放送判決は、 れにによってなされるかにかかわらず、すべての人種分類の合態 くして、厳格審査は、 が侵害されないように詳細な司法審査に服されるべきである。 く禁止されると認識されてきたーは平等保護を受ける個人の権 の政府の行為―集団的分類は長い間たいていの場合に関連性がな 個人を保護するという基本原理から生じる。 れらの諸命題は、すべて、 人種区別が連邦・州・地方公共団体のいず 修正五条・修正一四条が集団ではなく 人種に基づくすべて かかる判 か 利

④以上からすると、州の人種区別と同様に、連邦の人種分類はやむ

厳格だが実際において決定的であるというのは妥当ではない。 リラブ判決が連邦の人種分類がより厳格でない基準に服されるべ 形成された「狭く作られた」テストにパスする場合には、 ないその結果の不幸な存続に対処すべく行動する適格がなくはな ることを確保する最良の手段である。もっとも厳格審査が理論上 手段の両方に関して裁判所が一貫して人種分類に詳細な審査をす のとして妥当性を有しない。厳格審査を要求することは、 きであると判示した限りにおいて、その判示はもはや支配的なも にやまれざる政府の利益に奉仕しなければならないし、その利益 めに必要である場合に、そのような行為が最高裁の先例によって を促進するために狭く作られなければならない。したがって、 人種に基づく行為がやむにやまれざる政府利益を促進するた マイノリテイ集団に対する人種差別行為となかなかすたれ 目的と 憲法上 政

の文脈において狭く作られたかどうかの問題を扱わなかった。当であるかどうか決定しなかった。また、控訴裁判所は、厳格審査目戻される。控訴裁判所は、下請負人を用いる場合の補償条項の適用によって奉仕される諸利益が「やむにやまれざる」とみるのが適用によって奉仕される諸利益が「やむにやまれざる」とみるのが適当であるかどうかの重要な点でプレイイング・フィルドを変更す

態度をとらせるようににする。 態度をとらせるようににする。 能度をとらせるようににする。 になされたかは関係ない。いわゆる良性の差別は長期の明白な不変でなされたかは関係ない。いわゆる良性の差別は長期の明白な不変でなされたかは関係ない。いわゆる良性の差別は長期の明白な不変になされたかは関係ない。いわゆる良性の差別は長期の明白な不変になされたかは関係ない。いわゆる良性の差別は長期の明白な不変になされたかは関係ない。いわゆる良性の差別は長期の明白な不変になった。

すると、単一の人種が存在するにすぎないのである。の人種や債務者としての人種のような者はありえない。政府の観点からを持ちえないと結論づけた。彼によると、憲法の下では、債権者としての人種や債務者としての人種を基礎にして差別する「やむにやまれざる利益」の人種や債務者としての人種を基礎にして差別する「やむにやまれざる利益」をお、スカリア判事は厳格審査がすべての政府機関の人種分類は厳格なお、スカリア判事は厳格審査がすべての政府機関の人種分類は厳格

4 反対意見

認められる。

スティープンス判事の反対意見

を検討し、多数派の決定は先例拘束性に反するとした。されると主張した。彼は、多数意見によって確認された三つの命題れた連邦のアファーマティブ・アクションには中間審査基準が適用配的な先例によると、アダランドケースにおいて合憲性が問題とさギンズバーク判事によって同調されたスティーブンス判事は、支

「一致性」および判例拘束性の命題にも妥当するとする。彼は、従表明」であるとする。しかし、その懐疑論は多数意見の「一貫性」・スティーブンス判事は、一般的には、懐疑論は「法と常識のよい

れないと思われる者を援助しようという真摯な願いを持つ者によっ

ある人種を抑圧したいと思う者によってなされたか、

ス判事は補足意見を書いて次のように述べた。

政府の人種

恵ま

ると考え、それがないことを前提とする多数意見の「一貫性」の概て平等を促進するための人種の良性の使用との間に重大な差異があ属の道具としての人種の不快で抑圧的な使用と人種差別社会におい

念を批判した。

においてそうしない点で、一貫性がないとする。 でなければならないというのは、 れは偶然ではない。連邦政府は人種的マイノリティの主要な擁護者 条は連邦議会に権限を与えるとともに州の権限を制限している。 って認められたのであるから、より受け入れられる。また修正一四 また連邦のアファーマティブ・アクションは、全国民の代表者によ は連邦レベルより州・地方公共団体のレベルで生じる傾向が大きく、 的に最高裁に連邦議会の判断を尊重することを要請する。 要な法的差異があるとする。 体によったとられた行為との差異を無視する点で妥当でないとされ を実施するために連邦議会によってとられた行為と州・地方公共団 た。彼は連邦の政策決定者と州・地方公共団体の政策決定者には重 ードな経験の後に達成された国民的コンセンサスであるからであ 多数意見の「一致性」の概念は、 それから、この問題に関してオコーナー判事がクロソンケース 連邦議会が州の有しない権限を有するとしながら、 彼によると、修正一四条第五節は制度 人種関係の悲しい歴史を通じたハ アファーマティブ・アクション 人種差別 本件 ح

たが、彼はそれを定着した法からの逸脱であるとみた。ケースにおける連邦の政策と州の政策を区別して扱う仕方を排斥しそれから多数意見は判例拘束性の概念を誤って適用してクロソン

ラブケースが先例としてアダランドケースを拘束すべきであるとしソンケースや前の一連のケースと矛盾しないとした。そして、フリ結局、彼はメトロ放送ケースは異なる問題を提出するので、クロ

(2) サウター判事の反対意見 た。

連邦法は合憲とされるであろうとした。た。この先例にのっとった場合、アダランドケースで問題となったースが先例として妥当するというスティブンス判事の意見に賛成しとが加わった。サウター判事は判例拘束性の原則によりフリラブケーサウター判事の反対意見にはギンズパーク判事とブレイヤー判事

(3) ギンズバーク判事の反対意見(4)

それは司法の敬意を受けるべきであるというスティブンス判事の意と考えた。彼女は修正一四条の趣旨から連邦計画を評価する場合、る政治的注目に故、本ケースに対する最高裁の介入は不必要であるンズバーク判事は、現在アファーマティブ・アクションに向けられギンズバーク判事の反対意見にはブレイヤー判事が加わった。ギ

5 分析

見に賛成した。

ることがある。したがって、かかる区別を一律に最も探索的な検討を受人種差別をもたらすとは限らず、かえって、人種の平等の達成に貢献すエスニック的基準に基づく区別は、必ずしも、人間の尊厳を侵す不当なず最も探索的な検討を受けなければならないとする。しかし、人種的・多数意見は、人種的・エスニック的基準に基づく区別は、すべて、必

しかし、厳格審査基準によらなくとも、両者を区別することは可能でな人種的偏見に基づく不快な差別かを確定できないからであるとする。の人種区別に同じ厳格審査基準が適用されるする。なぜなら、かかる厳格審査基準によらなければ真に良性の区別か、表面上良性だが実際不当な人種的偏見に基づく不快な人種差別とマイノリティに利益を与える良性類によって負担を受けるか、利益を受けるかによって影響を受けず、マな人種的偏見に基づく不快な差準が適用されるする。なぜなら、かかる厳格審査基準によらなくとも、両者を区別することは可能でな人種的偏見に基づく不快な差別かを確定できないからであるとする。 しかし、厳格審査基準によらなくとも、両者を区別することは可能でな人種的偏見に基づく不快な差別かを確定できないからであるとする。

ある。 ら厳格な審査基準を適用すべきではない。 成されているから、白人多数派が自分自身に負担を課す場合である。 ないし反感に基づくものである。 な人種差別と良性の人種区別とを同一のレベルにおき、 の場合には、 アーマティブ・アクションを制度化する場合、議会が白人多数派から構 会の平等を担保しようとするものである。議会が良性の人種区別=アフ 対する敵意ないし反感に基づくものではなく、マイノリティの実質的機 し目的の差異を無視するものである。 それなのに良性の人種区別に厳格審査基準を適用するのは、 不快な意図は存在せず、 これに対して、後者はマジョリティに 前者はマイノリティに対する敵意 遠憲性は推定されないのであるか 両者の動機ない 不快 ح

ブ・アクションによりマイノリティの地位を高め、人種的平等を実現す配的地位を保持している。したがって、現在においてもアファーマティこし高まったが、依然として白人男性は、社会的・経済的・政治的に立過し、その成果としてマイノリティの社会的・経済的・政治的地位はすまた、アファーマティブ・アクションが展開されてから、三○年が経

基準を適用することにより人種的正義(平等)の達成を阻害するのは、る必要がある。それなのにアファーマティブ・アクションに厳格な審査

妥当でない。

る。 て、 れたりする場合には狭く策定された手段とみられうるだろう。 の烙印を押さないものであったり、 非マイノリティに過重に負担を負わさないものであったり、人種的劣等 的を達成できないときには、 済するものである場合には、 特定された差別行為や統計上から推測し得る差別行為に基づく被害を救 るだろう。それから、 と認定されうるであろう。 もっとも、 厳格に基準の下でもアファーマティブ・アクションは合憲とされ得 この基準の下でも問題とされる良性の人種区別が具体的に その良性の人種区別が暫定的なものであったり、 また、 その救済目的はやむにやまれざる政府利 当該区別は狭く策定された手段とみられう この場合に人種中立的手段では当該 人種が一要因として具体的に考慮さ したがっ

達成という重要な政府目的を有し、その目的と実質的に関連している。でファーマティブ・アクションは人種的正義(平等)の成と個人の平等権の調整を図るためには、アファーマティブ・アクションが合意となるために、その目的が重要な政府目的を有し、その目的達成手段が当該目的と実質的に関連しているの基準の下ではアファーマティブ・アクションの展開は大きく制約され、の基準の下ではアファーマティブ・アクションの展開は大きく制約され、の基準の下ではアファーマティブ・アクションの展開は大きく制約され、ことを要する。アファーマティブ・アクショルと個人の平等権の調整を図るためには、アファーマティブ・アクショルと観音が表演という重要な政府目的を有し、その目的と実質的に関連している。

的には合憲となる。 しかがって、この基準によると、アファーマティブ・アクションは基本

て制定された点を軽視するものであり不当である。と妥当でない。またそれは修正一四条が、元来黒人の平等実現を目指し別をきわめて困難にするものであり人種的正義(平等)の観点からする厳格な基準を適用することによってアファーマティブ・アクションの展厳な基準を適用することによってアファーマティブ・アクションに

理に立脚する厳格審査基準を適用することは、人種的平等の実現を阻害種的平等の実現をめざすアファーマティブ・アクションに同様に色盲原脚する厳格審査基準を適用することは、人種的平等の実現に貢献するか脚する厳格審査基準を適用する。人種的偏見に基づく不快な差別に色盲原理に立める数意見は、アファーマティブ・アクションに色盲原理に立脚する厳

するから妥当でない

邦議会は修正 現の重要性を考慮して中間審査基準を適用すべきである。 れた機関であり、 ファーマティブ・アクションの場合には、両方に対して人種的平等の実 ベルでも連邦レベルでも、 ブ・アクションにも厳格な審査基準が妥当するとする。 条の下でのものと同じであるとする。そこから、連邦のアファーマティ 人種差別に対しては両方に対して同様に厳格な審査基準を適用し、 また多数意見は、 一四条第五節により人種的平等等を実現する権限を授権さ 歴史的にも州より合衆国全体の観点から人種的平等を 修正五条の領域における平等保護分析は、 その差別を遠憲とすべきである。 確かに、 それから、 しかし、 修正 不快な 州レ T 連 四

ある。しかがって、連邦レベルでは中間審査基準は州レベルより緩和し分立主義ないし民主主義の観点から、最高裁によって尊重されるべきで

実現し得る適格性を有している。

またその立法ないし判断は並立的権力

て適用すべきである。

的多様性・人種的統合を促進するアファーマティブ・アクションに関し それに中間審査基準を適用して、 て言及していないが、 点からも人種に基づく良性の区別に中間審査を適用すべきである。 の不利益から保護されないことなるという不都合な状態が生じる。 も現実にもより多くの差別の不利益を受けている黒人等が女性より差別 種に基づく良性の区別は違憲とされる可能性が高い。これでは歴史的に が適用される可能性があるが、そうすると、その措置は合憲とされ、 なお、最高裁は、 それから、 最高裁の立場からすると、 本件において過去の差別の救済を問題にしない人種 社会的効用論の観点から、それを根拠付け、 その展開を認めるべきである。 女性対する優遇措置に中間審査 か つ

四結び

をはたした。もっとも、当該判決はすべてのアファーマティブ・アクシ種的優先処遇に厳格審査基準を適用して、その統合の実現を妨げる役割ある。そうなのにアダランド判決は、白人男性支配の現実を直視せず人馬人等の出発点の平等を図り、もってその統合を実現する必要性がほより不利益を受け、それに起因する不利益の悪循環を絶つことを通じ黒人種的に統合されていないアメリカ社会においては、過去の差別行為

そこで個人の平等権に配慮しながら人種的平等の実現を阻害しない審査 る。この場合、人種的平等の必要性を過度に強調して合理性の基準を用 を有することを自覚すべきである。そうであるならば、アファーマティ ても深刻な人種的不平等が存在することを認識し、その是正を図る任務 白人の平等権を過大視し、人種的平等を軽視する。最高裁は現在におい 最高裁はアファーマティブ・アクションの実施によって不利益を受ける 白人男性が支配する不平等な社会が依然として維持されることになる。 は大いに制限される。そうすると、現在の人種的不平等は解消されず、 って、この厳格審査基準の下ではアファーマティブ・アクションの展開 最小限の)手段であることを政府が立証することは困難である。したが 策定されていなければならない。しかし、特に、狭く策定された(必要 やむにやまれざる政府利益を目的とし、その目的を達成する手段は狭く ティブ・アクションは遠窓とされる。例外として合憲とされるためには ション)と不快な人種差別の目的・効果の差異を認識して、それぞれに が実現されていない社会における良性の区別(アファーマティブ・アク 基準である中間的審査基準を用いるべきである。最高裁は、 とするのは、個人の尊厳や自己実現と不可分の関係にある個人主義理念 いて安易にアファーマティブ・アクションの種類・態様等を問わず合熹 ブ・アクションの展開を基本的に可能にする審査基準を採用すべきであ ョンを直ちに違憲とするものではない。しかし、原則としてアファーマ 益を受けさせる恐れがあるから、合理性の基準を用いるべきではない。 と深刻に対立するし、またそれにより他の恵まれない者等に著しく不利 人種的平等

Ξ

- (一) Plessy v.Ferguson.163 U.S.537(1896)
- (a) Brown v.Board of Education, U.S.483 (1954).
- (∞) Seth A.Goldberg,"A Proposal for Reconcillating Affirmative Action with Nondiscrimination Under the Contractor Antidiscrimination Program", 30 Stan.L · Rev. 803,806(1978).
- (4)佐藤司「少数民族優先入学は逆差別か」法学セミナー一九七九年一月 アプローチ」オ大阪学院大学法学研究一九巻一~二号等。 ィプ・アクションの判例動向」』社会科学論集第二八集大沢秀介「最近の 差別是正行為と逆差別」ジュリスト七一六号、横田耕一「アファーマテ 遠反しないとされた事例」アメリカ法1992―1、「山口浩一郎「使用者の イノリティ優遇措置は、合衆国憲法第五修正に含まれる平等保護条項に 阪府立大学経済研究叢魯六六冊、「FCCの放送免許に関する二種類のマ 村裕三「積極的人種差別是正行為に関する一考察」経済研究一一〇号、 医学校入学者選考制度におけるいわゆる逆差別」アメリカ法1980−1、西 =二号、小林節「法の下の平等と逆差別」法苑三三号、高橋一修「州立 ける主要なブリーフ(一)~(五)」広島法学三巻二=三=四号、四巻 高裁判決」季刊教育法三一号、阪本昌成=西村裕三「バッキー事件にお ト六七四号・六七七号・六七九号、背木宏治「逆差別に関する米連邦最 号、久保田きぬ子『アメリカにおける『差別』判決の動向』ジュリエス アファーマティブ・アクションをめぐる憲法問題」慶大法学研究六三巻 |二|号、有澤知子「合衆国最高裁判所の積極的平等施策に対する二つの 「アメリカにおけるアファーマティヴ・アクションをめぐる諸問題」大
- (σ) DeFunis v.Odegaard,416 U.S.312(1974).
- (Φ) Regents of University of California v.Bakke,438 U.S.193(1978)
- (7) id.at289-90,309,316,See id.at291,306-20
- (∞) id.at355,357.
- (Φ) United Steelworkers of America v.Weber,443 U.S.193(1979).
- (2) Fullilove v.Klutznick,448 U.S.448(1980)
- 7) id.at453.

異なった対応をすべきである。

	(祭) Johnson v.Transportation Agency,107 S.Ct.1442(1987). (왕) City of Richmond v.J.A.Croson Co.,109 S.Ct.706(1989). (욱) id.at477-78.	(宏) Local 93,Int'l.Assn.of Firefighters v.Cleveland,478 U.S.501(1986). (宏) United States v.Paradise,480 U.S.149(1987).	 (4) id. (4) id. (5)	(32) id.	_	_	_	(%) id.at301.	(元) id.at295.	(26) id.	(25) id.	(4) id.at286.	(3) id.at277.	(2) id.at282-83.	(전) id.at274-75.	(2) id.at269.	(9) Wygant v.Jacson Bd.of Educ.,476 U.S.267(1986).	(2) Firefighters Local Union 1784 v.Stotts,467 U.S.561(1984).	(17) id.at548,552-53.	(6) id.at523,526.	(15) id.at519.	(4) id.at497.	(3) id.at473-92.	(2) id.at459-73.
\circ	(7) id.at2119. (7) id.at2118ff. (7) id.at2120ff.	(3) 115 S.Ct.2097,Adrand Constructors,Inc.v.Pena(1995). (3) id.at2100ff.	(5) id.at604.	(중) id.at602-03.	\smile .	<u> </u>	_	(G) id.at566.	(5) id.	(労) id.at563.	(5) id.at552.	(5) id.at556-58.	(5) Metro Bro adcasting,Inc.v.FCC,-U.S,110 S.Ct.2997(1990).	(5) id.at552.	(分) id.at536-48.	(3) id.at528-36.	(더) id.at524,526.	(중) See id.at518-19.	(9) id.at511.	(%) Croson,488 U.S.at509.	(\(\frac{1}{4}\)) id.at498' Wygant,476 U.S.at274-75.	(46) id.at505.	(45) id.at494.	(4) id.at490.

erties Law Review [Vol.311996]at223-40.NOTE C.WAYNE K YOUNG UNIVERSITY LAW REVIEW[1996 301],君塚正臣「人種の Scrutiny of Fedaral Race-Con-scious Legislation, BRIGHAM PENA AKRON LAW REVIEW[Vol.29:2 Winter 19996]at397-421 EQUAL PROTECTION:ADARAND CONSTRUCTORS,INC.V 三号(平成九年)等。 澤知子「積極的平等施策と合衆国最高 アファーマティブ・アクションと審査基準」東海大学文明研究所紀要有 Pena:Madisonian Theory as a Justification for Lesser Constitutiona PENA, SAINT LOUIS UNIVERSITY LAW JOURNAL [Vol.40:543 SCRUTINY PRADIGM IN ADARAND CONSTR UCTORS,INS EMBARKS ON A NEW ERA OF THE EQUAL PROTECTOIN DAVIS, RAISNG THE STANDARD: THE SUPREME COURT tors,Inc.v.Pena,115 S.Ct.2097(1995).Harvrard Civil Right-Civil Lib-AFFIRMATIVE ACTION JURISPRUDENCE-Adarand Construc Opomu, JUSTICE O'CONNOR'S BLIND RATIONALIZATION OF AFFIRMATIVE ACTION AFTER ADARAND, TULSA LAW Donna Thompson-Schneider, PAVED WITH GOOD INTENTIONS Constructors, Inc.v.Pena,NOCRTH CAROLINA LAW REVIEW 1996at543-73.]Russll N.Watterson,jr.Adarand Co nstructors,Inc.v JOURNAL[Vol.31:611 1966]at611-642.Sameer M.Ashar Lisa F [Vol.7419969]at1259-93.LESLIE GENTILE,GIVING EFFECT TO JURISPRUDENCE WITH THE INSTITUTION OF THE STRICT 裁判所」法学新報一〇三卷二: